

川崎市公害防止資金利子補給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市公害防止資金融資要綱（以下「融資要綱」という。）に基づき、資金の融資を受けた者（以下「借受者」という。）に対し、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）で定めるもののほか、当該資金に係る利子の補給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象及び金額)

第2条 市長は、借受者が当該資金に関し金融機関に支払った利子の補給（以下「利子補給」という。）を借受者からの申請に基づき、予算の範囲内で行うものとする。

2 利子補給の申請は、毎年第3条に定める期間内に行うものとし、申請金額は次の各号に定めるところによる。

(1) 融資要綱第5条の表の資金の種類欄に掲げる公害防止施設設置資金及び工場移転資金の融資に係るものについては、申請日の属する年の前年4月1日から翌年3月31日まで（以下「対象期間」という。）に支払った約定利子の金額とする。

(2) 同表の資金の種類欄に掲げる低公害型生産設備等設置資金及び低公害自動車等購入資金の融資に係るものについては、対象期間に支払った約定利子の2分の1相当額とする。

3 借受者が債務不履行により支払った遅延利子及びその他の損害金並びに対象期間以前に支払った利子については、利子補給の対象としない。

4 次の各号に掲げる者は、利子補給の対象としない。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(申請の必要書類及び期間)

第3条 利子補給金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める書類を4月1日から同月30日（休庁日の場合は直前の開庁日）までに市長に提出しなければならない。

(1) 川崎市公害防止資金利子補給金交付申請書（第1号様式）

(2) 金融機関の約定利子返済額証明書（第2号様式）

(3) 川崎市暴力団排除条例に基づく個人情報外部提供同意書（利子補給用）（第3号様式）

(4) その他市長が必要と認める書類

(利子補給の可否の決定及び通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、利子補

給の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

第5条 市長は、当該申請に係る年度の7月末日までに、補給することに決定した額の金額を交付するものとする。

(利子補給の決定の取消し等)

第6条 市長は、第4条の規定により利子補給の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給の決定を取消し、又は既に交付した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請により利子の補給を受けたとき。
- (2) 交付決定者が融資要綱第11条の規定に違反し、又は第12条第5号の規定に該当しているとき。
- (3) 利子補給金の交付の対象となる事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 会社又は協同組合が解散したとき。
- (5) 第2条第4項各号に掲げる者であるとき。

(加算金及び延滞金)

第7条 交付決定者は、前条の規定による取消しにより、利子補給金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る利子補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 利子補給金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する利子補給金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領した日において受領されたものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命ぜられた利子補給金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた利子補給金の額に充てられるものとする。
- 4 交付決定者は、利子補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(変更等の届出)

第8条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもって、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所・氏名（会社及び協同組合にあっては、名称及び代表者の氏名）又は主たる業務の変更等があったとき。
- (2) 融資対象物件に災害、その他事故が生じたとき又は重大な変更を加えたとき。

- (3) 融資対象物件の使用を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 会社又は協同組合が解散したとき。
- (5) 取扱金融機関と締結した金銭消費貸借契約の約定に変更があったとき。

(個人情報外部提供)

第9条 市長は、必要に応じて、申込者等が第2条第4項各号のいずれかに該当するかどうかを、神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行し、同日以後に融資申込みをしたものから適用する。

附 則 抄

- 1 この要綱は、平成6年2月3日から施行し、平成5年12月1日から適用する。ただし、適用日前に融資の申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行し、同日以後に融資申込みをしたものから適用する。

附 則（抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の川崎市公害防止資金利子補給要綱の規定は、平成13年度の予算に係る利子補給金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、同日以後に融資申込みをしたものから適用する。ただし、改正後の第1号様式及び第2号様式は、平成14年度の利子補給金の交付申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。